

ID: 458

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	既存の斜面地建築物の制限の制限許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市斜面地建築物の制限に関する条例 第6条第1項第3号及び第2項第2号		
例 規 番 号	平成18年条例第17号		
【根拠条文】 (既存の斜面地建築物に対する制限の緩和) 第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない斜面地建築物について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。 (1) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 (2) この条例の規定の施行又は適用の際(以下「基準時」という。)における敷地内の増築で、第4条に規定する階数を超えない場合 (3) 前号以外の増築をする場合で、基準時の階数を超えない範囲内において規則で定めるもののうち、市長が周囲の住居の環境を害するおそれがないと認め、かつ、安全上支障がないと認めて許可したとき。 2 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない斜面地建築物について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。 (1) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 (2) 住戸及び住室の増加を伴わない増築をする場合で、市長が周囲の住居の環境を害するおそれがないと認め、かつ、安全上支障がないと認めて許可したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日